

規制シート(様式)

190197800260001

平成28年12月27日

| | | | |
|--------------------|---|--------------------|--|
| 規制の名称 | 航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区内における建築の制限等 | 所管府省 | 国土交通省 |
| 根拠法令等 | 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和53年法律第26号) | 担当局課等及び作成責任者の役職・氏名 | 航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課長 岡本誠司 都市局都市計画課長 宇野善昌 |
| 規制目的 | 特定空港の周辺について、土地利用に関する規制を講ずることにより、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図ることを目的とする。 | | |
| 規制内容の概要 | 航空機騒音障害防止地区内において、住宅等の建築物の建築をしようとする場合においては、当該建築物は防音上有効な構造としなければならない。都道府県知事は、これに違反した建築物の所有者等に対して、相当の期限を定めて、違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 航空機騒音障害防止特別地区内においては、一部の場合を除き住宅等の建築物の建築をしてはならない。都道府県知事は、これに違反した建築物の所有者等に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の移転、除却又は用途の変更をすべきことを命ずることができる。 | 関連する予算 | - |
| 規制の最近の改廃経緯 | - | 関連する政策評価結果 | - |
| 規制を維持、改革又は新設する理由 | 航空機騒音障害防止地区に関する都市計画は7件、航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画は6件決定されている(平成26年3月31日時点)。航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区における住宅等の建築物の建築について制限等を行い、違反を是正するために必要な措置を講ずべきこと等を命ずることにより、おおむね10年後においてその周辺の広範囲な地域にわたり航空機の著しい騒音が及ぶこととなり、かつ、その地域において宅地化が進むと予想される特定空港の周辺について、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図ることが可能となっているため、今後も引き続き当該規制を維持する必要がある。 | 規制の維持、改革又は新設の別 | 規制の維持 |
| (規制を改革する場合の改革の方向性) | - | | |
| 見直し条項 | - | | |
| 次の見直し時期 | 平成33年度 | | |